

精華町第 6 次高齢者保健福祉計画

「第 6 次老人保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」

平成 24 年 3 月

精 華 町

【目次】

序章：策定にあたって 1	
(1) 計画の基本的事項..... 1	
(2) 計画課題..... 3	
第6次高齢者保健福祉計画 基本計画	第1章：基本理念と計画の目標 4
	(1) 基本理念..... 4
	(2) 計画の目標..... 4
	第2章：精華町の高齢福祉施策 5
	(1) その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策..... 6
	(2) 介護が必要になったときの安心をつくる施策..... 11
	第3章：計画の推進 16
	第4章：介護保険サービス 17
	(1) 日常生活圏域の設定..... 17
(2) 居宅サービス／介護予防居宅サービス..... 19	
(3) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス..... 23	
(4) 住宅改修..... 26	
(5) 居宅介護支援／介護予防支援..... 26	
(6) 介護保険施設サービス..... 27	
(7) 特別給付..... 27	
(8) 介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定..... 28	
事業計画 (第5期保険事業計画)	第5章：生活支援サービス 36
	(1) 地域支援事業..... 36
	(2) 在宅福祉サービス..... 40
	(3) 施設福祉サービス..... 44
	(4) 高齢期の社会参画機会の拡充..... 45
	(5) 地域福祉の充実..... 46

■ 資料編

1. 精華町の高齢福祉を取り巻く概況
2. 精華町高齢者保健福祉審議会

序章：策定にあたって

(1) 計画の基本的事項

① 策定趣旨

平成 12 年に介護保険制度が創設されて 10 年が経過し、介護保険の利用者は着実に増加して、高齢期の暮らしを支える制度として定着するようになりました。その一方で、サービス利用の拡大に伴い介護保険財政の総費用が増大し、将来にわたって介護保険制度を安定的に運営するために、給付と負担のバランスについて考える必要が出てきています。

また、介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防の取り組みを推進するとともに、社会参画の機会拡大を図るなど誰もが高齢期をいきいきと暮らせるようにしていく取り組みが重要となっています。

精華町では、平成 21 年 3 月に策定した「精華町第 5 次高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢福祉施策を推進してきました。今般、これを見直し、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。

② 計画の位置づけ

(法的位置づけ)

高齢福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に基づく市町村計画として策定する計画です。

高齢福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢福祉全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2 つの計画を一体化して策定しています。

(上位関連計画)

「精華町総合計画」における高齢福祉分野の個別計画として位置づけられるものです。

また、「精華町地域福祉計画」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画・障害福祉計画」「精華町児童育成計画・精華町次世代育成行動計画」「精華町男女共同参画計画」等と整合を図っています。

③ 計画の期間

平成 27 年の高齢化の状況を予測したうえで、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 3 ヶ年計画とします。

第 1 次 老人保健 福祉計画 6～11 年度	第 2 次 高齢者保健 福祉計画 12～14 年度 第 1 期 介護保険 事業計画	第 3 次 高齢者保健 福祉計画 15～17 年度 第 2 期 介護保険 事業計画	第 4 次 高齢者保健 福祉計画 18～20 年度 第 3 期 介護保険 事業計画	第 5 次 高齢者保健 福祉計画 21～23 年度 第 4 期 介護保険 事業計画	第 6 次 高齢者保健 福祉計画 24～26 年度 第 5 期 介護保険 事業計画
----------------------------------	---	---	---	---	---

(2) 計画課題

各種統計や社会資源の状況等から、精華町の高齢福祉に係る計画課題を以下に整理します。

課題 1	自分らしい豊かな高齢期をつくることのできる地域社会としていくことが求められる。
---------	---

- 健康寿命の延伸には、壮年期からの健康づくりと高齢期の健康の維持増進が大切なことから、「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、一人ひとりの健康づくりの実践とそれを支援する環境づくりを進めていくことが重要です。
- 地域における人と人との多様な関わりあいの中で、趣味、余暇活動や自らの知識・経験を生かした就労・地域づくりへの貢献等様々な社会参画の場と機会があることが重要です。
- 地域の高齢福祉を支えるために、住民、行政、様々な専門家や関係機関が協力し、地域の福祉力・介護力の向上を図ることが重要です。
- 高齢者虐待やその他の様々な権利侵害がないように、一人ひとりの意思が尊重され、権利が守られる必要があります。
- 安全な歩道の整備や公共交通機関等の移動手段の充実により、安心して外出できるまちとしていくことが重要です。

課題 2	住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるようにしていくことが求められる。
---------	---

- 介護が必要になっても在宅での生活を基本として過ごすことができるように、介護サービスの充足を図るとともに、必要な施設の確保や住まい・介護・医療・福祉の一層の連携が重要です。
- 高齢化の進展とともに認知症がますます身近な病気となってきています。認知症になっても住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしく暮らせるようにしていくことが重要です。

第1章：基本理念と計画の目標

(1) 基本理念

計画課題を踏まえて、精華町の高齢福祉に係る基本理念を次のキャッチフレーズで示します。

いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

(2) 計画の目標

基本理念のもと、この計画の目標として2つのまちの姿を設定します。

いくつになっても
元気に暮らせる！

**誰もが自分らしく
高齢期を楽しめるまち**

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても
仲間とともに！

**介護が必要になった
ときの安心があるまち**

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによるこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

第2章：精華町の高齢福祉施策

■施策体系

施策の柱	施策領域と施策目標
その人らしい 高齢期の暮らしと活動を応援する施策	① 健康づくり・介護予防の推進 【施策目標】住民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持って健康づくりや介護予防に取り組んでいる。
	② 高齢期の社会参画機会の拡充 【施策目標】高齢の人がいきいきと社会参画している。
	③ 地域福祉の充実 【施策目標】地域福祉の活動に地域住民が積極的に参画している。
	④ 権利擁護対策の充実 【施策目標】高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている。
	⑤ やさしいまちづくりの推進 【施策目標】安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる。
介護が必要になったときの 安心をつくる施策	① 地域包括ケアシステムの構築 【施策目標】住まい・介護・医療・福祉が一体となって、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる。
	② 介護サービス等の充実 【施策目標】介護が必要になっても、安心して介護保険サービスを利用できる。
	③ 認知症対策の強化 【施策目標】認知症についての地域の理解が進んでいる。
	④ 家族介護支援の充実 【施策目標】介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる。
	⑤ 介護保険事業の適切な運営 【施策目標】介護保険事業が適正に運用され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる。

(1) その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

① 健康づくり・介護予防の推進

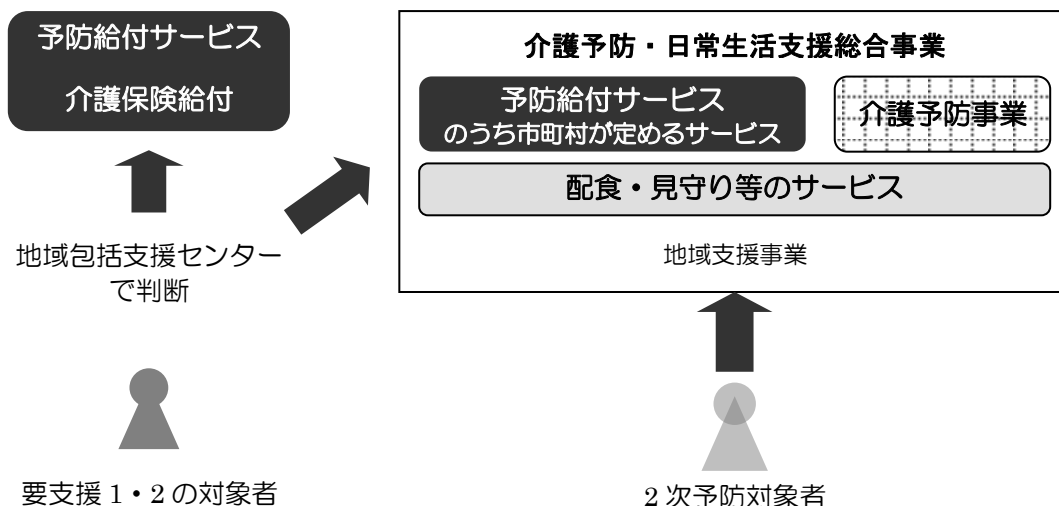
住民参加による健康づくり運動を進め、生活習慣病対策と介護予防を推進します。

また、寝たきり等の要介護状態になったり、要介護状態がさらに悪化したりすることをなるべく防ぐため、保健・医療・福祉の連携のもとで個別の状況に応じた適切な介護予防事業・サービス、リハビリテーションの提供体制をつくります。

施策	概要
健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「せいか健康づくり宣言（精華町健康増進計画）」に基づき、生活習慣病予防対策と介護予防の基盤づくりを進めていきます。 ふれあいサロンなど人が集まる機会にあわせ、介護予防や介護技術等の普及を進めます。 高齢期になってからの介護予防だけでなく、40代から介護を知る・学ぶなどを検討します。
介護予防ケアマネジメントの提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業^(注)の導入も検討しつつ、適切な介護予防マネジメントの体制を整備します。
リハビリテーション提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のために、発症早期（急性期）と回復期・維持期のリハビリテーションが継続的に実施されるよう、リハビリテーションの提供体制の強化を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業

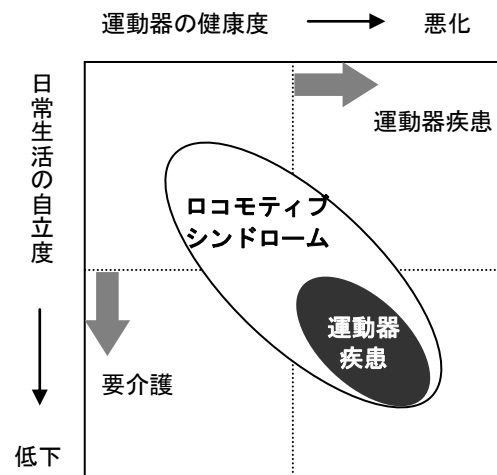
要支援1・2の対象者への予防給付サービスと二次予防対象者（旧特定高齢者）への介護予防事業を総合的かつ一体的に行うために、新たに創設された事業です。実施は市町村ごとに判断します。この事業では、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービスを、市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。



ロコモティブシンドローム（ロコモ；運動器症候群）

ロコモティブシンドロームは日本整形外科学会が、平成19年に新たに提唱した考えです。運動器疾患のより広い概念であり、「運動器の機能不全」のみならず、「要介護リスク」が高まった状態をもさしています。

ロコモは、メタボリックシンドロームや認知症と並び、「健康寿命の短縮」「寝たきりや要介護状態」の3大要因のひとつになっています。



② 高齢期の社会参画機会の拡充

高齢期を迎えた時に、誰もが人生を通じて培った自らの経験や知識・知恵を生かして、地域社会の中でますます活躍していけるよう、様々な場と機会を整備していきます。

施策	概要
高齢期の社会参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場と機会づくりを促進します。 ・ 老人クラブ、ボランティアやNPOの活動等を支援していきます。 ・ 精華寿大学^(注)など生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図っていきます。

精華寿大学



精華寿大学の様子

精華町教育委員会生涯学習課が実施している町内在住で60歳以上の人を対象にした講座。講演や見学会など年間に7回程度開催。熱中症対策など、日常生活で役立つテーマを積極的に扱っています。4回以上出席した人には寿大学の修了証を渡しています。

③ 地域福祉の充実

地域コミュニティ活動への住民参加をさらに進め、地域福祉の充実したまちづくりを行っていきます。

施策	概要
高齢期に関する相互理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を高めめます。
高齢福祉ボランティアの養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> (福) 精華町社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターを拠点として、地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。 地域住民が様々なサービスの担い手として参画し、コミュニティの再生や新たなサービス基盤の形成が図られるよう支援します。
地域生活での安心サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システムの設置や「命のバトン」^(注) など緊急連絡時の体制整備を図ります。 民生委員・児童委員の活動や「声かけ！せいかけ隊」^(注) との連携を図り、昼間独居を含む高齢の人のみの世帯等への地域の見守り活動を促進していきます。 災害時要配慮者登録制度の強化を図ります。
生活安全に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全や防犯・防災について関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

声かけ! せいかけ隊

精華町社会福祉協議会が取り組んでいる活動。お互いが気兼ねなく見守りができる地域をめざして、日常生活における住民同士の「気づき」「見守り」「声かけ」を促進しています。

ようこそ「声かけ!せいかけ隊へ」

「あれっ?何かおかしいな?」と気づいたあなた!!
すでに気づきの力を持っています☆

表紙の答え

- ① ②→夜でも洗濯機が干しっぱなしになっていませんか。
→1つから干してあげてください。
- ② ③→新聞紙がポストにたまっていますか。雨戸も閉まっていますか。
→郵便にさるとは必ず声をかけてください。他に、旅行?入浴?
- ③ ④→ゴミの分別ができていない様子ですね。ゴミの日でもないし。
→1つから間違えたりしよう?ちゃんと分別してあげてください。
- ④ ⑤→お隣に比べ気配が変りませんか。どうしたのでしょうか?
→1週間以上経過しているのに、情報も変わってませんか。

このほかにも「気づいた」あなた!さまたちしあいませんか?

家の留守時や、旅行などでさびげなく様子を見てください。

車で帰った際、「こんにちは」と気軽に声をかけてください。

声かけ!せいかけ隊

「声かけ!せいかけ隊」は、お互いが気兼ねなく見守りできることです。入会する必要もなければ、特別な役目もありません。

声かけ!せいかけ隊の活動は簡単です!

- 活動はいまもお気軽に!!
- お友達と一緒にさびげない見守り。
- さびげない見守りもできるボランティア。
- 会合や会議はあきません。
- 働きながらでもちゃんと参加!
- 近所に関心がある方はぜひ相談ください!

精華町社会福祉協議会(社協)は、定めて暮らせる地域づくりをお手伝いします。

< 活動紹介 >

- ◎高齢者のための宅配便(自治体福祉活動、サロン)を提供するための活動
- ◎郵便の持ち帰り活動(郵便サービス、テレフォンサービス、販賣活動、宅配便1本一歩サービス)
- ◎認知症サポーター養成 ◎地域のマイボランティアを対象とした認知症の理解

命のバトン

高齢で一人暮らしの人などが、かかりつけ医・服薬内容・緊急連絡先など救急措置に必要な情報を容器（救急医療情報キット）に収め、冷蔵庫に保管しておき、急病等で救急車の救急措置を受ける際、その情報を活用し救命活動を行えるシステムです。



④ 権利擁護対策等の充実

いくつになってもその人の基本的人権が損なわれることがないように、高齢者虐待の予防と対策、成年後見制度等の利用支援など権利擁護対策の充実を図ります。

施策	概要
高齢者虐待の予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるよう虐待に関する知識の普及に努めるとともに、虐待対策のネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 虐待の対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行っていきます。
成年後見制度等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 市民後見人の育成・確保について関係機関とともに検討を進めます。
消費者被害の予防と対策	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や老人クラブなどの関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行っていきます。 消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センター^{（注）}での相談や警察等と連携しながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。
制度・サービスに係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサービス利用ができるよう、介護制度の周知を図ります。 高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用のしやすさの向上に努めます。

消費生活センター

消費生活相談員が、悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行います。

相楽消費生活センター

- 相談専用ダイヤル：0774-72-9955
- ところ：〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15相楽会館1階
- 開所時間：毎週月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始をのぞく）午前9時～午後4時

⑤ やさしいまちづくりの推進

「やさしいまちづくり整備指針」^(注)に基づき、今後とも福祉のまちづくりを推進していきます。

施策	概要
高齢期に対応した住まいづくりの促進	・ 住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を支援します。
公共公益的施設のバリアフリー化の促進	・ 公共施設や道路、公園等の施設の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方などを踏まえた設計としていきます。
移動のしやすさの確保	・ 関係機関やボランティア等と連携し、外出支援サービスの充実を図ります。 ・ 「くるりんバス」がより利用しやすくなるように努めます。

やさしいまちづくり整備指針

本町では「やさしいまちづくり整備指針」を策定し、福祉のまちづくりに努めています。

「やさしいまちづくり整備指針」の方向性

- ① すべての人にとってのやさしいまちづくりの推進
- ② 安全でゆとりのある空間の創出
- ③ 生活や移動の連続性の確保
- ④ ユニバーサルデザインの推進
- ⑤ わかりやすいまちの形成
- ⑥ やさしいまちづくり意識の醸成

(2) 介護が必要になったときの安心をつくる施策

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢期の生活を地域で支えるために、住まい・介護・医療・福祉のサービスを一体的、体系的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めます。なお、京都府が進める『京都式』地域包括ケアシステム^(注)と連携を図るものとします。

施策	概要
地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムにおいて中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。 ・ 中長期的な人口動向に即応する地域包括支援の体制整備に努めていきます。
サービスの連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まい・介護・医療・福祉の一層の連携強化を図ります。 ・ 精華町高齢者保健福祉ネットワーク連絡調整会議及び精華町地域ケア会議を開催し、情報共有を図ります。 ・ サービス提供事業者間相互において円滑な事業展開、サービス提供に必要な情報交換を行うことができるシステムを検討します。
介護等に係る相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携のもとで、福祉担当課と地域包括支援センター等の相談機能を充実させていきます。 ・ 介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。
福祉・介護サービス従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員の確保を図るとともに、研修等の充実により、資質向上に努めます。

「京都式」地域包括ケアシステム

京都府は「京都式地域包括ケアシステム」として、医療・介護・福祉サービスを切れ目なく、ワンストップで提供する取り組みを推進しています。推進にあたり、平成23年度に行政・医療・介護・福祉はもとより、司法関係団体、大学等の研究機関からなる京都府地域包括ケア推進機構を設立しました。この推進機構を拠点とし、地域包括ケアの実現に向けて現在、6つのプロジェクト・事業に取り組んでいます。

○ 京都式地域包括ケアシステムで取り組んでいる6つのプロジェクト

- 1) 在宅療養あんしんプロジェクト
- 2) 認知症対応充実プロジェクト
- 3) 在宅療養を支えるリハビリシステム
- 4) 介護予防プログラム構築プロジェクト
- 5) 地域で支える生活支援プロジェクト
- 6) あんしんサポーター設置養成プロジェクト

(あんしんサポーター設置養成プロジェクト)

スーパーや銀行、商店等企業の参画により、高齢者の見守り、声かけ、情報提供等を行い、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりの実現をめざします。

1 「京都高齢者あんしんサポート企業」とは

高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するため、地域における情報発信拠点として高齢者向け情報の発信を担うとともに、高齢者の孤立や不安の解消、認知症の方への対応に取り組む、高齢者にやさしい企業のことです。

(主なサポート事例)

- 買い物等で訪れる高齢者への声かけ
- 高齢者が買い物をする際の案内等の支援
- 必要に応じ相談窓口を紹介する 等



お店や企業の目印

2 「京都高齢者あんしんサポート企業」への登録方法

京都高齢者あんしんサポート企業の登録に当たっては京都地域包括ケア推進機構が行う研修を受講していただきます。



京都地域包括
ケア推進機構で
随時受け付け

毎月開催

② 介護サービス等の充実

介護が必要になった時に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護サービス等の充実を図ります。

施策	概要
居宅サービスの充実	・ 事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。
介護保険施設サービス等の確保・活用	・ 介護予防サービスや居宅サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図っていきます。
地域密着型サービスの充実	・ なるべく居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスの充実を図ります。
生活支援サービスの充実	・ 高齢期の在宅生活がしやすいよう、家事・配食等の生活支援サービスを提供していきます。

③ 認知症対策の強化

認知症についての普及啓発等を推進するとともに、認知症に係る介護サービスの充実を図り、認知症のある人やその家族等への生活支援を強めます。

施策	概要
早期発見と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医や保健サービス等を通じて、認知症の早期発見・対応に努めます。 ・ 認知症のある人に対しては、地域包括支援センターを中心に地域・サービス事業者・行政が連携して、できるだけ住み慣れた地域で生活できるように支援します。さらに、認知症デイサービス等の充実を図っていきます。
認知症についての知識普及と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい知識や予防方法の普及、早期発見及び早期対応等知識普及と意識啓発を推進します。 ・ 「認知症サポーター100万人キャラバン」^(注)を活用し、認知症とその家族を応援するサポーターの育成を推進します。

認知症サポーター100万人キャラバン

厚生労働省が推進する取り組みであり、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざしています。

都道府県、市区町村など自治体や全国規模の企業・団体等と協催で認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成し、養成されたキャラバン・メイトが自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

町内には16名のキャラバン・メイトと574名のサポーターがいます。（平成23年12月31日現在）



認知症サポーター養成講座の様子

認知症サポーターのできること

認知症サポーターって具体的にどんな活動をすればいいの??

まずは温かい目で見守ることからはじめましょう
 認知症サポーターは「なにか」特別なことをやる人ではありません。認知症を正しく理解し、認知症の方の応援者となるよう温かい目で見守ることが大切です。

具体的に地域ではどんな見守り方があのでしょうか?

具体的な対応の7つのポイント

- まずは見守る
- 余裕をもって対応する
- 声をかけるときは1人で
- 後ろから声をかけない
- 相手に視線を合わせてやさしい口調で
- おだやかに、はっきりした滑舌で
- 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症サポーターの証「オレンジリング」

できることから始めてみよう!

家族や友人に知識を伝え、偏見を解く
 他人事として無関心であるのではなく、「自分たちの課題である」という認識を持つことも大切です

「なにかお手伝いすることはありますか?」など
やさしく声をかけてみる

どうしたのかな?と何気なく見守る
 に話しかけたいから、不安感の解消の気持ちも考えられることですが、踏み込みすぎはよくありません。

認知症の人の苦しみや、ご家族の思いを理解する
 大変ですね、お互い様ですから、お互いだけでなく一言やぬきらいの言葉をかけるだけでもご家族の気持ちにはまになります。

まずは、温かい目で見守ることから、はじめてみませんか?
あなたの優しさで温かいまちづくりを!

地域で共に助けあい支えあうまちづくり
 (福) 精華町社会福祉協議会・精華町地域包括支援センター
 電話 0774-94-4573

④ 家族介護支援

家族介護支援に対して、安心して介護をすることができるよう、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止などの取り組みを進めます。

施策	概要
<p>家族介護支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者リフレッシュ事業^(注)として、介護からの心身のリフレッシュ支援、家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ・ 認知症のある人の介護者に対する支援の充実を図ります。

介護者リフレッシュ事業

町内在住で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする概ね65歳以上の人などを介護している人を対象に、年3回、介護者の研修、交流会、日帰り旅行などを実施しています。



介護者の研修の様子



交流会の様子

⑤ 介護保険事業の適正運営

住民が安心して介護保険サービスを利用できるように、要介護認定や介護給付の適正確保、サービス事業者の評価など介護保険事業の適正運営を図ります。

施策	概要
要介護認定の適正の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精華町単独での介護認定審査会の設置も視野に入れます。 ・ 要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。
介護給付の適正の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた財源の中で適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進など、介護給付の適正維持に努めます。
低所得者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ・ 低所得者に対して経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。
サービス評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供されるサービスの内容について精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民がサービスを選択するときはその評価を活用できるようにしていきます。
サービス提供事業者への支援・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの苦情を受けた場合など、係る事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。

第3章：計画の推進

① 庁内・関係各機関の連携

- 福祉・保健・医療等庁内の関係部局の連携により、各サービスが円滑に提供できる体制を充実させていきます。
- 施設サービス等の需給バランスは広域的な整備状況に左右されることから、京都府や他市町村、さらには府県を越えた連携のもとでその安定供給に努めます。

② 地域及びサービス事業者との連携

- 地域福祉の充実を図るとともに、地域包括支援センターをはじめとして居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正な提供を行います。

③ 計画の進捗管理

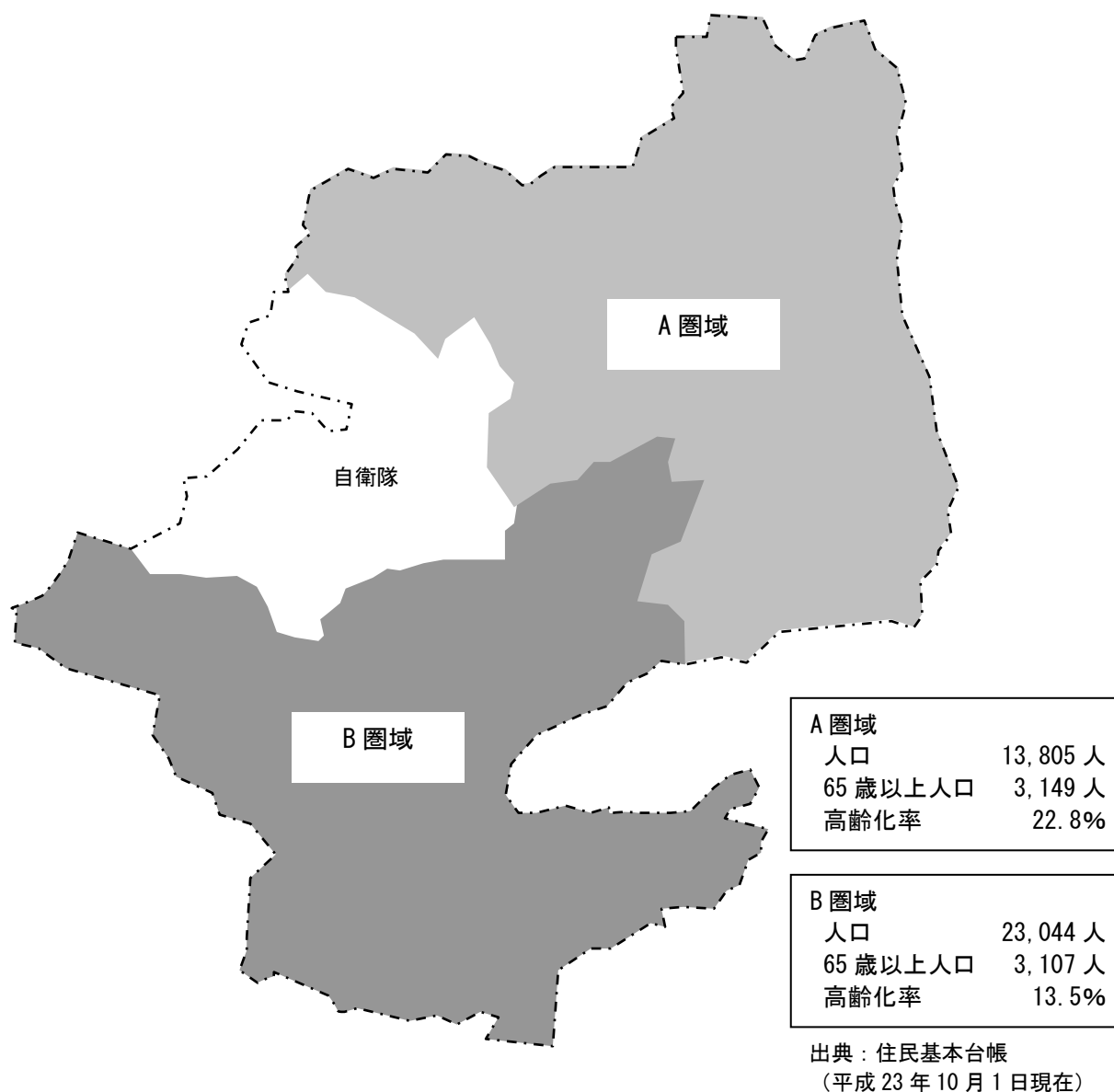
- 計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進していきます。
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行っていきます。
- 保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実を図るため、高齢者保健福祉審議会により事業計画の達成状況、サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。

第4章：介護保険サービス

(1) 日常生活圏域の設定

精華町では、都市基盤の整備状況や地区と地区とが隣接していることによる地域間の結びつきがあること（大規模開発地域と既存集落とが隣接している）、それぞれの区域に核となる介護サービス提供施設が存在していること、この核となる施設が中心となって地域密着型サービスの提供・整備が可能であること等を勘案し、次図の通り、「A圏域（精北・川西小学校区）」と「B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）」を設定します。

【日常生活圏域】



	A圏域	B圏域
圏域概況	<ul style="list-style-type: none"> 「旧川西地域」に属し、本町の中心部である祝園駅周辺地区、北の玄関口である下狛駅周辺地区があり、古くからの旧市街地と昭和40～50年代にかけてのミニ開発地域及び木津川左岸の既存集落が点在している地区です。 近年本地区は、人口の推移も横ばいから減少傾向を示しており、高齢化率も高くなってきています。 	<ul style="list-style-type: none"> 学研都市開発区域の中心地と既存集落である「旧山田荘地域」で構成されます。 既存集落では、開発区域と比べて高齢化率が非常に高くなっています。一方で、高齢人口の実数をみると、それぞれの地区で概ね同程度となっています。
施設の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 本町内の介護サービスのうち、介護老人福祉施設、ホームヘルプサービス、ショートステイ、訪問入浴介護、デイサービスセンターと訪問看護ステーション及び通所リハビリさらに、小規模多機能施設等の大多数のサービスが存在している地区であり、中核施設として特別養護老人ホーム神の園があります。 	<ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンターとホームヘルプサービス、介護老人保健施設のサービスが存在している地区であり、中核施設としてかしのき苑デイサービスセンターがあります。

※ 介護保険法では「日常生活圏域」を、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定め、その「日常生活圏域」ごとに地域密着型サービスの種類・供給量を規定することとしています。

(2) 居宅サービス／介護予防居宅サービス

各事業所との連携と適切な競争を確保しながら、サービス利用者のニーズの動向に対応した確実なサービス供給を維持していきます。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大するなか、必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 訪問介護として求められるサービスの内容が個別化し多様化しています。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ ニーズの多様化に対応できる体制の整備 ○ サービスの質の確保、向上 ○ ホームヘルパー養成の支援、積極的なホームヘルパーの育成・確保 	

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 相楽地域全域を対象とする事業所であり、1か所によるサービス提供に限界があります。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 新規事業者の参入促進・確保 ○ サービスの質の確保、向上 	

③ 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して看護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 1か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれていますが、マンパワーと事業所が不足しています。 [介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 圏域としてのサービス提供基盤の強化 ○ サービスの質の確保、向上	

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 3か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上	

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

現状と課題	第4期計画を踏まえた利用概況	・ ニーズが拡大しているなか、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上	

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等において、入浴、食事の提供、機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 4 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 近隣市町村に事業所が多くあります。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑦ 通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、施設においてリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 2 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの適正利用が進むなかで、必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業所整備を踏まえた、サービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑧ 短期入所生活介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 町内 1 か所、近隣 4 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な利用者が多いために稼働率が高水準で推移しており、緊急時の利用や新規利用が困難になりつつあります。 ・ 現状のサービス供給体制のまま推移すると、利用の制限が生じることが予測されます。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣市町との連携による、適切で有効なサービスの提供 ○ サービスの質の確保、向上 	

⑨ 短期入所療養介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と医療ケア、日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 限られた入所定員を有効に活用してニーズに对应しているほか、他サービスによる代替・補完によって対応しています。
今後の方向	○ 老人保健施設の空き床活用等によるサービスの代替・補完 ○ サービスの質の確保、向上	

⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）

有料老人ホーム等において提供されている介護等も介護保険の対象とします。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	○ 必要なサービスとしての、提供体制の確保の検討	

⑪ 福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を貸与します。

現状と課題	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 電動ベッド、車いす等の利用が多くを占めています。
		[介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ 福祉用具の適正貸与 ○ 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止	

⑫ 特定福祉用具販売

貸与になじまないような特殊尿器等について購入費を支給します。

現状と課題	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスの提供が保たれています。 悪質事業者による被害が報告されています。 [介護予防] <ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したサービス提供の維持 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止 	

(3) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

介護が必要な状態になっても、居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。計画期間中に、認知症対応型通所介護1施設の整備を見込みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護を24時間体制で提供します。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> 0か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 今期新たに創設されたサービスであり、実績がありません。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの、提供体制の確保の検討	

② 夜間対応型訪問介護

在宅の場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制をつくるため、定期巡回と通報による随時訪問を合わせて行います。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> 0か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの、提供体制の確保の検討	

③ 認知症対応型通所介護

認知症のある人が安心してデイサービスを受けられるよう、認知症の特性や状況に合わせたデイサービスを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 [介護予防] ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	○ ニーズに対応したサービス提供の維持 ○ サービスの質の確保、向上 ○ 第 5 期計画期間中におけるサービス提供事業所の整備（1 か所）	

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを随時提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 家庭的な雰囲気と、各サービスを総合的に安心して身近な地域で利用できるため利用者満足度が高くなっています。 [介護予防] ・ 見込みを大幅に下回った利用となっています。
今後の方向	○ サービスの質の確保、向上	

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある人に対して、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上のケア、機能訓練等を、共同生活を通じて提供します。

現状と課題	施設数	・ 1 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ グループホーム入所対象者が病院や老人保健施設等に入所していることも少なくありません。 ・ 近隣市町においての利用が若干あります。
今後の方向	○ サービスの質の確保、向上	

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特定施設（介護専用型特定施設）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの、提供体制の確保の検討	

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの、提供体制の確保の検討	

なお、地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービスの年度ごとの必要利用定員総数を次の通りとします。

■サービス利用の実績と計画

(人)

	平成 23 年度末	24 年度	25 年度	26 年度
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	18
地域密着型特定入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0

⑧ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、ニーズに応じた柔軟なケアを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 4 期計画を踏まえた利用概況	・ 今期新たに創設されたサービスであり、実績がありません。
今後の方向	○ 必要性を勘案したうえでの、提供体制の確保の検討	

(4) 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修について、その費用を支給します。

現状と課題	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活上必要な改修を行うため、利用は堅調に増加しています。 ・ 利用時の手続きにおいて不備が見られたり、利用者の身体状況を十分考慮されていない改修が申請されたりする事例があります。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス内容や適切な利用の仕方について住民周知 ○ 利用者個別の状況に応じた改修についての提案力の強化 ○ 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止 ○ 事業者の把握と適切な指導 	

(5) 居宅介護支援／介護予防支援

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携のもとで、利用者本位の立場からケアプランの作成を行っていきます。

現状と課題	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズが拡大しているなか、必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 本町の在宅要介護認定者のほとんどが、町内のケアマネジャーに居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成を依頼しています。 <p>[介護予防]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアプランに係る利用者理解の促進 ○ ケアマネジャーの確保 ○ 精華町居宅介護支援事業者協議会（ケアマネジャー協議会）の活用等による、ケアマネジャーの資質の向上 ○ 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携強化 ○ 京都府と連携した、不適切なケアプランを作成する事業者への厳正対処 	

(6) 介護保険施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

利用する要介護者に対し、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のケア、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

現状と課題	施設数	・ 圏域7か所、うち町内1か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	・ 112人が入所しており、94人が入所待機となっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの質の確保、向上 ○ 介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による、入所施設利用の適正化 	

② 介護老人保健施設

病状が安定しており、病院での治療よりむしろ看護・介護やリハビリテーション等生活面での援助を求める人に対して、家庭復帰をめざした介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	施設数	・ 圏域2か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 58人が入所しています。 ・ 介護老人福祉施設の入所待機者による利用も多く、さらには一般病院での待機につながっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 23年4月に100床（内50床転換）の整備がされました。 ○ 介護老人保健施設としての本来機能の確保 ○ サービスの質の確保、向上 ○ 介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による、入所施設利用の適正化 	

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が済み、病状が安定期にある要介護者の長期療養が目的の施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止となり、介護保険施設等への転換が進められます。

現状と課題	施設数	・ 0か所
	第4期計画を踏まえた利用概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17人が入所しています。 ・ 介護老人福祉施設の入所待機者による利用も多く、さらには一般病院での待機につながっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護療養型医療施設廃止に伴う、入院患者の処遇確保 ○ 介護老人保健施設への転換を見越した、サービスの質の確保 	

(7) 特別給付

① 外出支援サービス

要介護2以上の認定を受けた人で歩行が困難な人に対し、病気治療のための医療機関への通院、公的機関での手続き、相談等の外出に際し、専用自動車による移送のサービスを行います。

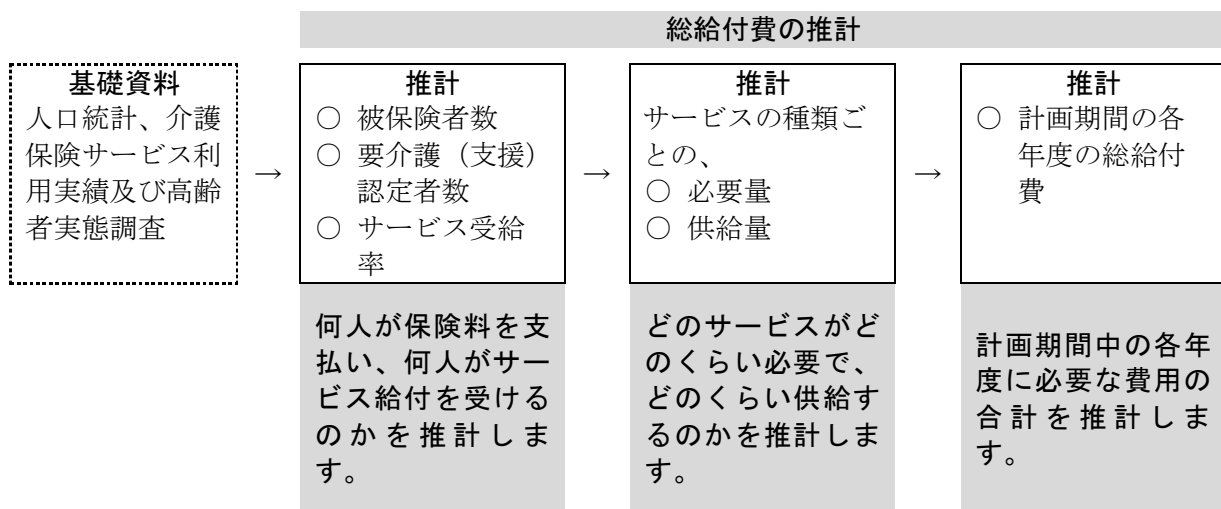
今後の方向	○ 事業の継続により、対象者の自立した生活の支援に努めます。
-------	--------------------------------

■ サービス利用の実績と計画 (人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
実績	16	19	22
計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	22	22	22

(8) 介護保険料(第1号被保険者保険料)の算定

介護サービス量、保険給付費及び介護保険料〔第1号被保険者保険料〕について、以下の手順により算定します。



ここで求めた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、さらに、財政安定化基金償還金を見込んで、保険料収納必要額(計画期間に要する費用の総額)を求めます。これをもとに保険料を算出します。

なお、第5期運営期間における所得段階別割合は、次頁の通りとします。

(参考) 所得段階別割合の設定

■現行所得段階（10段階）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 弾力化	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯全員が住民税非課税の人。生活保護の受給者。	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人。	本人や世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人。	本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人（世帯内に住民税課税者がいる場合）	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階弾力化以外の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上250万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上450万円未満の人。
基準額×0.50	基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額×1.00	基準額×1.20	基準額×1.25	基準額×1.50

第8段階	第9段階	第10段階
本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上650万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が650万円以上850万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が850万円以上の人。
基準額×1.75	基準額×2.00	基準額×2.25

■改正所得段階（10段階（第3段階の細分化））

第1段階	第2段階	特例 第3段階	第3段階	第4段階 弾力化	第4段階	第5段階	第6段階
老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯全員が住民税非課税の人。生活保護の受給者。	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人。	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以上120万円以下の人。	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が120万円以上の人。	本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人（世帯内に住民税課税者がいる場合）	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階弾力化以外の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上250万円未満の人。
基準額×0.50	基準額×0.50	基準額×0.65	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額×1.00	基準額×1.20	基準額×1.25

第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上450万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上650万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が650万円以上850万円未満の人。	本人が住民税課税で合計所得金額が850万円以上の人。
基準額×1.50	基準額×1.75	基準額×2.00	基準額×2.25

(参考) サービス種別の給付量の見込み

[介護給付]

■居宅サービス

(千円、回、日、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 訪問介護	給付費	88,644	91,736	96,464	102,106	107,614	113,122
	回数	30,920	30,989	33,048	34,935	36,822	38,708
	人数	1,568	1,620	1,650	1,688	1,780	1,872
② 訪問入浴介護	給付費	7,844	8,777	8,874	9,855	10,202	10,549
	回数	694	780	789	852	882	912
	人数	162	170	150	156	162	180
③ 訪問看護	給付費	41,078	49,540	52,422	51,722	55,291	58,859
	回数	5,546	6,722	6,850	7,006	7,485	7,963
	人数	944	1,076	960	976	1,040	1,104
④ 訪問リハビリテーション	給付費	7,004	8,977	7,804	8,187	8,928	9,669
	日数・回数	2,376	3,196	2,544	2,799	3,054	3,309
	人数	243	313	1,404	316	356	396
⑤ 居宅療養管理指導	給付費	7,910	9,343	9,532	9,271	9,817	11,268
	人数	1,164	1,377	420	1,680	1,788	1,944
⑥ 通所介護	給付費	200,846	238,818	266,281	280,527	289,339	298,150
	回数	23,743	28,247	31,116	32,200	33,284	34,368
	人数	3,007	3,455	3,288	3,408	3,528	3,648
⑦ 通所リハビリテーション	給付費	61,650	66,992	67,773	79,502	81,958	85,271
	回数	6,658	7,437	7,920	8,361	8,605	8,947
	人数	953	1,020	1,035	1,052	1,084	1,128
⑧ 短期入所生活介護	給付費	66,517	80,174	75,766	85,686	86,416	88,811
	日数	7,570	8,989	8,780	9,486	9,562	9,823
	人数	1,156	1,256	1,212	1,272	1,288	1,320
⑨ 短期入所療養介護	給付費	822	1,761	2,006	2,181	2,365	2,548
	日数	89	178	185	196	212	228
	人数	11	44	72	80	88	96
⑩ 特定施設入居者生活介護	給付費	37,949	41,922	40,200	37,854	37,854	37,854
	人数	192	211	195	192	192	192
⑪ 福祉用具貸与	給付費	47,251	51,707	53,618	54,291	57,708	61,126
	人数	3,154	3,461	3,490	3,548	3,772	3,996
⑫ 特定福祉用具販売	給付費	2,627	3,345	3,500	3,683	3,683	3,683
	人数	81	109	120	144	144	144
給付費 計		570,143	653,093	684,242	724,865	751,175	780,910

※ 平成23年度は、実績値に基づく年間見込み（以降同じ）

■地域密着型サービス

(千円、回、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 定期巡回・随時対応型訪問看護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	給付費	27,476	27,415	23,856	27,470	27,470	31,684
	回数	2,460	2,447	2,088	2,374	2,374	2,792
	人数	246	232	180	204	204	240
④ 小規模多機能型居宅介護	給付費	31,575	31,649	31,800	47,729	47,729	47,729
	人数	179	175	176	288	288	288
⑤ 認知症対応型共同生活介護	給付費	59,428	49,745	50,020	50,565	50,565	50,565
	人数	238	204	208	216	216	216
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
⑧ 複合型サービス	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
給付費 計		118,479	108,808	105,676	125,764	125,764	129,978

■住宅改修

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付費	8,205	7,196	7,100	6,978	6,978	6,978
	人数	90	91	85	78	78	78
給付費 計		8,205	7,196	7,100	6,978	6,978	6,978

■居宅介護支援

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付費	58,048	69,837	73,007	78,033	81,698	85,363
	人数	4,733	5,334	5,532	5,808	6,084	6,360
給付費 計		58,048	69,837	73,007	78,033	81,698	85,363

■介護保険施設サービス

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 介護老人福祉施設	給付費	325,636	326,780	345,600	354,260	354,260	354,260
	人数	1,312	1,301	1,344	1,344	1,344	1,344
② 介護老人保健施設	給付費	135,024	144,011	191,200	194,041	194,041	194,041
	人数	528	557	696	696	696	696
③ 介護療養型医療施設	給付費	118,445	124,204	85,819	76,755	76,755	76,755
	人数	333	350	204	204	204	204
④ 療養病床（医療保険適用）からの転換分	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
給付費 計		579,105	594,995	622,619	625,056	625,056	625,056

※ 要介護1～5の認定者について、居宅サービスについては、居宅サービスそれぞれについての給付費、利用回数、利用者数の推計をしました。また、地域密着型サービス、介護保険施設サービスについては、施設整備計画等を踏まえて推計しました。

[予防給付]

■介護予防サービス

(千円、回、日、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 介護予防訪問介護	給付費	7,090	7,418	8,996	9,586	10,223	11,018
	人数	421	453	540	588	624	672
② 介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
③ 介護予防訪問看護	給付費	2,491	4,715	5,035	5,742	6,576	7,039
	回数	360	668	684	757	867	928
	人数	77	142	144	156	180	192
④ 介護予防訪問リハビリテーション	給付費	821	1,208	1,122	1,349	1,619	1,889
	日数・回数	152	221	350	480	576	672
	人数	30	42	33	36	42	48
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	給付費	354	411	400	352	402	503
	人数	51	60	56	54	60	72
⑥ 介護予防通所介護	給付費	31,270	31,971	38,629	39,538	40,812	41,584
	人数	904	942	1,104	1,128	1,164	1,188
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	給付費	10,534	9,919	6,950	7,598	8,158	9,279
	人数	254	220	144	168	180	204
⑧ 介護予防短期入所生活介護	給付費	1,406	828	617	690	690	690
	日数	219	122	90	108日	108日	108日
	人数	53	31	42	48	48	48
⑨ 介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	1,402	1,873	2,002	2,315	2,315	2,315
	人数	12	22	23	24	24	24
⑪ 介護予防福祉用具貸与	給付費	4,263	4,678	5,157	5,428	5,643	5,857
	人数	483	508	576	600	624	648
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	給付費	434	647	420	439	439	439
	人数	21	24	24	24	24	24
給付費 計		60,065	63,666	69,327	73,037	76,877	80,613

※ 要支援1、2の認定者を対象として、サービスそれぞれについての給付費、利用回数、利用者数の推計をしました。

■地域密着型介護予防サービス

(千円、回、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	給付費	689	144	0	0	0	0
	回数	76	16	0	0	0	0
	人数	12	2	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
給付費 計		689	144	0	0	0	0

■住宅改修

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付費	2,646	3,756	3,900	2,719	2,719	2,719
	人数	28	22	28	24	24	24
給付費 計		2,646	3,756	3,900	2,719	2,719	2,719

■介護予防支援

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付費	7,261	7,461	8,270	8,811	9,378	9,997
	人数	1,725	1,760	1,908	2,052	2,184	2,328
給付費 計		7,261	7,461	8,270	8,811	9,378	9,997

[年間給付費 総計]

	第4期実績値			第5期見込み		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費計(千円)	1,333,980	1,433,929	1,490,243	1,560,695	1,590,670	1,628,283
予防給付費計(千円)	70,661	75,028	81,497	84,567	88,974	93,327
総給付費(千円)	1,404,640	1,508,957	1,571,739	1,645,262	1,679,643	1,721,610
			4,485,337			5,046,515

■施設・居住系サービスの利用者数（人員）

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設居住系サービス	介護老人福祉施設	109	108	112	112	112	112
	介護老人保健施設	44	46	58	58	58	58
	介護療養型医療施設	28	29	17	17	17	17
介護専用型以外の居住系サービス	特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）	17	18	15	16	16	16
	介護予防特定施設入居者生活介護	1	2	2	2	2	2
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	15	15	15	24	24	24
	認知症対応型共同生活介護	20	17	17	18	18	18
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0

[特別給付]

■外出支援サービス

(千円、人/年)

		第4期実績値			第5期見込み		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	給付費	244	379	296	300	300	300
	人数	16	19	22	22	22	22
給付費 計		244	379	296	300	300	300

[地域支援事業]

■地域支援事業費の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費（千円）	35,398	37,168	39,027	111,593
保険給付費見込額に対する割合	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%

第5章：生活支援サービス

本町では介護保険サービスに加えて、対象者とその家族への生活支援や生きがいくくり、社会参画等について様々なサービスを行っています。

(1) 地域支援事業

【介護予防事業】

① 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者を決定することを目的として、生活機能評価を実施しています。

今後の方向	○ 基本チェックリストと生活機能評価を実施し、より多くの二次予防事業対象者の把握ができるように努めます。
-------	--

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込)
	108	191	1,199
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1,200	1,100	1,000

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者等を対象に、運動機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムを総合して実施しています。

現状	<ul style="list-style-type: none"> 把握した二次予防事業対象者数に対して、通所介護予防事業の定員枠が少なく、利用状況も参加者が通年で固定されているという現状があります。 事業自体が地域に浸透しておらず、参加希望者も少ない状況が続いています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容を検討し、参加者の増加を図ります。 ○ 地域に根ざした介護予防事業の展開に努め、対象者の自立した生活と自己充実した生活への支援を行います。

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込)
	663	533	456
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	690	830	920

【包括的支援事業】

① 地域包括支援センター

現状	・ 地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢の人の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域福祉センターかしのき苑内に「精華町地域包括支援センター」を設置しています。
今後の方向	○ 介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。 ○ 第5期計画期間中における整備（1か所）。

■サービス利用の実績と計画 (か所)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込）
	1	1	1
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1	1	2

【任意事業】

① 紙おむつ等給付

町内に住所を有する人で常時失禁状態にあり、おむつの使用が必要であると認められる在宅で寝たきりの高齢の人などに対して紙おむつとおむつカバーを給付します。

今後の方向	○ 事業の継続により、家族等の身体的・精神的・経済的な負担の軽減に努めます。
-------	--

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込）
	109	102	100
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	103	106	109

② 寝具洗濯乾燥消毒サービス

町内に在住で要介護3以上の在宅で寝たきりの人などに対して、毎日使用している寝具を洗濯乾燥消毒することにより、衛生保持等を図ります。

今後の方向	○ 寝具回収等の訪問時に安否確認を併せて行います。
-------	---------------------------

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	7	48	50
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	52	54	56

③ 訪問理美容サービス事業

町内に在住で要介護3以上の人に対して、訪問で理容・美容のサービスを受けられるよう理容師、美容師の訪問サービスを行います。

今後の方向	○ 理容師や美容師が、訪問時に安否確認を併せて行います。
-------	------------------------------

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	28	43	45
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	47	49	51

④ 介護者リフレッシュ事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減のため、介護者同士の交流会、講演会や日帰り旅行等を行っています。

現状	・ 介護者の参加が可能とする体制の整備が必要となっています。
今後の方向	○ 事業の内容を介護者の意向にあったものにし、介護者の身体的、精神的負担を軽減する一助となるよう事業の充実を図ります。

⑤ 成年後見審判申立

民法で定める後見、保佐、補助の制度を、自ら申し立てることが困難で、判断能力が十分でない人に対して、町長申立てを行います。

今後の方向	○ 事業の継続により、生活の自立を図ります。
-------	------------------------

⑥ 成年後見制度利用支援事業

民法で定める後見、保佐、補助の制度を、町長申立てにより審判を行い、申立てに要する費用等の負担が困難な者に対して、申立てに要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬の全部又は一部を助成します。

今後の方向	○ 事業の継続により、生活の自立を図ります。
-------	------------------------

(2) 在宅福祉サービス

ア) 生活支援事業

① 軽度生活援助事業

現状	・ 町内に在住で、心身の疾病等の理由により日常生活を営むのに援助が必要な概ね65歳以上の人のみからなる世帯に対し、簡易な日常生活上の支援を行い、自立した生活の継続や介護予防を図っています。
今後の方向	○ 事業の継続により、自立した生活の継続や介護予防に努めます。

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
	22	19	22
計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	25	25	25

② 高齢者日常生活用具給付・貸与

現状	・ 傷病等の理由により日常生活に支障のある人に対して、安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付を行っています。
今後の方向	○ 事業の継続により、便宜を図ります。

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
	2	10	6
計画	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	6	6	6

イ) 介護予防、生きがい活動支援

① 配食サービス

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する満 65 歳以上の人のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯等で、心身の傷病等により食事の調理が困難な人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスがとれた食事を提供しています。 ・ 週 6 日実施し、配食時に利用者の安否確認を併せて行っています。
今後の方向	○ 食事が不安定になりがちな人に対して、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することで高齢の人の健康維持が図れることから、サービスの質の向上に努めていきます。

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	53	60	67
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	74	81	88

② 生きがい活動支援通所事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしや昼間一人になる高齢の人を対象に、定期的に外出し、楽しみや心身機能低下を予防するための事業を行っています。
今後の方向	○ 事業の継続により、対象者の社会的孤立感の解消、自立した生活の維持、心身機能低下の予防を図ります。

■サービス利用の実績と計画 (人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	8	11	6
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	7	8	9

③ ふれあいサロン推進事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在 25 地域でサロン活動が展開されており、孤立感の解消、自立生活の助長、介護予防、また、生きがいくくりと社会参画の促進等を目的とした、各種通所サービスが提供されています。 ・ 地域のボランティア組織が事業を運営することで、地域全体で高齢の人を支えるという意識が生まれる等大きな効果が得られています。
今後の方向	○ 毎年2か所程度のふれあいサロンの開設をめざし、事業を推進していきます。

■サービス利用の実績と計画

(地区)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	19	20	25
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	25	27	29

④ 高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ はり、きゅう、マッサージ等の施術費の一部を助成することにより、健康保持等を図っています。
今後の方向	○ 事業の継続により、健康保持、介護予防に努めます。

■サービス利用の実績と計画

(人)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	239	247	254
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	261	268	276

ウ) 家族介護支援事業

① 在宅高齢者介護者激励金支給事業

現状	・ 要介護 4、5 の認定を受けた在宅の 65 歳以上の要介護者の家族介護者に対し、年 1 回 30,000 円を支給しています。
今後の方向	○ 年 1 回の現金給付又は現金給付に変わる現物給付など、支給形態の検討を行っていきます。

■サービス利用の実績と計画

(支給件数)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	84	96	105
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	108	112	117

(3) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山城南圏域には養護老人ホームはなく、近隣市町村の施設を利用しています。 ・ 平成23年度の措置者数は5人です。
今後の方向	○ 養護老人ホームの入所措置については、近隣市町村の施設で対応していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込者数(人)	5	5	5
施設整備数(か所)	0	0	0

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

現状と課題	・ 町内には、ケアハウス1か所が設置されており、30人が入所しています。
今後の方向	○ 新設の計画はありません。現状の定員数で充足しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込者数(人)		30	30	30
施設整備状況	定員(人)	30	30	30
	施設数(か所)	1	1	1

(4) 高齢期の社会参画機会の拡充

① シルバー教室

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣味や興味を通じることで、社会的孤立感の解消や世代間の交流促進、自立生活の助長等を図るため、料理教室等の教室を開催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、利用者の意見等を踏まえて各種教室を積極的に開催するとともに、自主的サークルによる主体的な活動の促進を図っていきます。

② 老人クラブ活動支援事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブは、地域を基盤とする住民の自主的な組織であり、現在 28 クラブ、会員数約 2,370 人となっています。 ・ 各単位クラブで生きがいと健康づくりの指導を行うとともに、地域の諸団体と共同し、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会奉仕、スポーツ、文化活動等多方面にわたる老人クラブの活動を、今後とも継続して支援していきます。

③ シルバー人材センター事業の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長年にわたって培ってきた知識、技能、経験を活かすことのできる就業の場を提供できるよう努めています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 60 歳以上の継続雇用の促進や雇用機会の増大を積極的に図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携を図るとともに、シルバー人材センターが地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な様々な仕事を提供できるよう、その円滑な事業運営に対する支援・指導に努めます。

④ 敬老会の実施

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿を祝福し、多年の労に報いるため、町内在住の 75 歳以上の人を対象に、式典やアトラクション等を行い、楽しいひとときとしての敬老会を開催しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 75 歳以上の人増加によりイベントの継続も含め関係機関との調整を図り、誰もが親しめる事業の推進をめざしていきます。

(5) 地域福祉の充実

ア) 高齢福祉ボランティアの確保

① 民生委員・児童委員の活動との連携

現状	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の第一線の担い手として、町内に 59 人（主任児童委員 3 人含む）の民生委員・児童委員を設置し、地域福祉に関する様々な活動を展開しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と密接な連携を図るなかで、特に高齢で一人暮らしの人や高齢世帯等を見守り、支援するネットワークづくりに努めます。

② ボランティア・NPO の活動との連携

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> （福）精華町社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、ボランティア・コーディネーターが住民への各種情報提供やボランティア登録、コーディネート等を行っています。 ボランティアセンターに登録されているボランティアグループは、資料編のとおりです。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアグループのより一層の活動の充実と強化発展を図るため、ボランティアセンターに対しての支援・助言を図ります。 ○ 町内にある NPO 法人等との連携・協力を図りながら、高齢の人を取り巻く様々な支援活動の促進を図ります。

イ) 地域生活での安心サポートの充実

① 生活安全に係る普及啓発

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会において、交通安全や防犯・防災についての意識啓発を図ることや指導助言を行うことの重要性がますます高まっています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種講習会の開催等による普及啓発に取り組みます。 ○ 高齢で一人暮らしの人や高齢世帯への防火訪問のほか、住宅用火災警報器や緊急通報装置の設置等を、消防と福祉が連携するなかで実施します。 ○ 警察との連携のもとで、安全相談や防犯パンフレットの配布等啓発、指導活動の強化に努め、安全対策に係る体制の整備と充実を図ります。

② 緊急通報体制整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税非課税で心身に慢性疾患等がある高齢で一人暮らしの人や高齢世帯を対象として、日常生活における緊急連絡時の不安等の負担軽減を図るため、緊急通報装置の貸与による設置を行っています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通報装置の利用方法などの指導や、定期的な登録内容の確認等によって緊急時に備える等、体制の強化に努めます。

■ サービス利用の実績と計画

(新規貸与件数/総貸与件数)

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)
	4/51 件	5/48 件	3/50 件
計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	3/51 件	3/52 件	3/53 件

③ 災害時要配慮者登録制度の適切な運用

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢で一人暮らしの人や高齢世帯など災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、地域における自助や共助を基本とした避難登録制度を整備します。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ この制度と合わせて、安否確認としての緊急通報装置やファクスの設置等を通じて、地域（自治会や自主防災組織等）や民生委員・児童委員、消防署、消防団、警察署、社会福祉施設等が災害時に密接に連携を図ることができる支援システムづくりに努めます。

④ 協定に基づく災害時福祉避難体制の強化

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な地震、風水害等の災害により、自力では迅速な避難行動ができない人が避難を余儀なくされたとき、町と町内の社会福祉法人の施設等の間で、「福祉避難所」として社会福祉施設等の使用の協力を要請することができる協定書を締結しています。
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寝たきりの人など、一般の避難所での共同生活が困難な人の避難生活を確保するため、関係団体と協議、調整を進め、受入人数や相談に応じる介護支援者の配置等の条件整備を図ります。

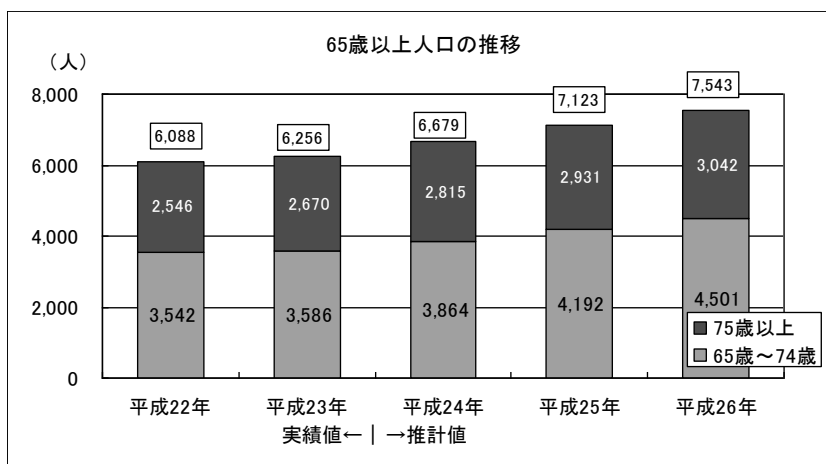
資料編

1. 精華町の高齢福祉を取り巻く概況

■ 統計等諸指標からみた概況

① 65歳以上人口の動向

- ・ 65歳以上人口は6,256人、高齢化率は17.0%、平成22年の16.6%から高齢化は着実に進行している。
- ・ 40歳代の人口が多く、この世代が高齢期に入る20年後に高齢化が一段と進むことが予測できる。

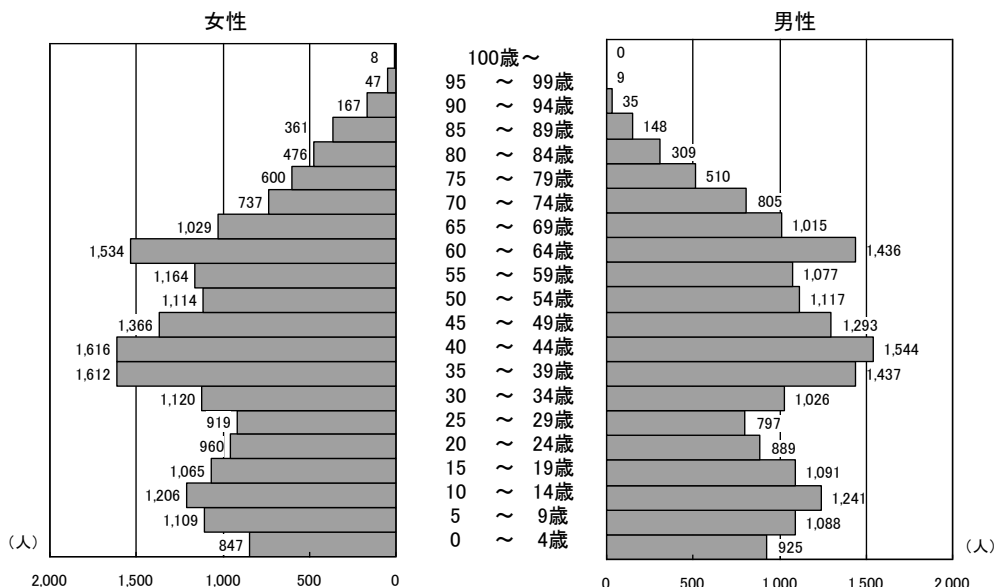


■65歳以上の人口推移

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人	構成比(%)	人	構成比(%)	人	構成比(%)	人	構成比(%)	人	構成比(%)
65歳～74歳	3,542	9.7	3,586	9.7	3,864	10.4	4,192	11.2	4,501	12.0
75歳以上	2,546	7.0	2,670	7.2	2,815	7.6	2,931	7.8	3,042	8.1
65歳以上人口の合計	6,088	16.6	6,256	17.0	6,679	18.0	7,123	19.0	7,543	20.0
総人口	36,566	100.0	36,849	100.0	37,128	100.0	37,394	100.0	37,654	100.0

出典：10月1日現在の住民基本台帳、外国人登録者数及び独自推計（以降同じ）

性別・年齢5歳階級別人口



② 介護保険被保険者の状況

■介護保険被保険者数の推計

	実績値		推計値		
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第1号被保険者	6,088	6,256	6,679	7,123	7,543
第2号被保険者	12,936	13,261	13,365	13,389	13,487
合計	19,024	19,517	20,044	20,512	21,030

第1号被保険者：65歳以上の人

第2号被保険者：40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人

③ 要介護（要支援）認定者の動向

- ・ 介護保険被保険者である40歳以上（19,517人）に占める要介護・要支援認定者は約5%（985人）となっている。（平成23年8月1日）
- ・ 要介護（支援）認定率は15.1%（第1号被保険者）であり、今後も要介護（要支援）認定者の増加が予測できる。

■要介護（支援）認定者の推計
（第1号被保険者）

	実績値		推計値		
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	61	79	97	120	145
要支援2	130	133	130	141	155
要介護1	92	121	146	179	217
要介護2	171	179	183	208	237
要介護3	165	157	144	135	137
要介護4	164	149	127	118	118
要介護5	117	129	138	150	175
合計	900	947	965	1,051	1,184
要介護（支援） 認定率（%）	14.8	15.1	14.4	14.8	15.7

（第2号被保険者）

	実績値		推計値		
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	1	2	3	4	4
要支援2	2	2	2	3	4
要介護1	2	2	2	2	2
要介護2	8	5	4	4	4
要介護3	10	13	16	19	22
要介護4	9	5	1	0	0
要介護5	6	9	12	11	14
合計	38	38	40	43	50

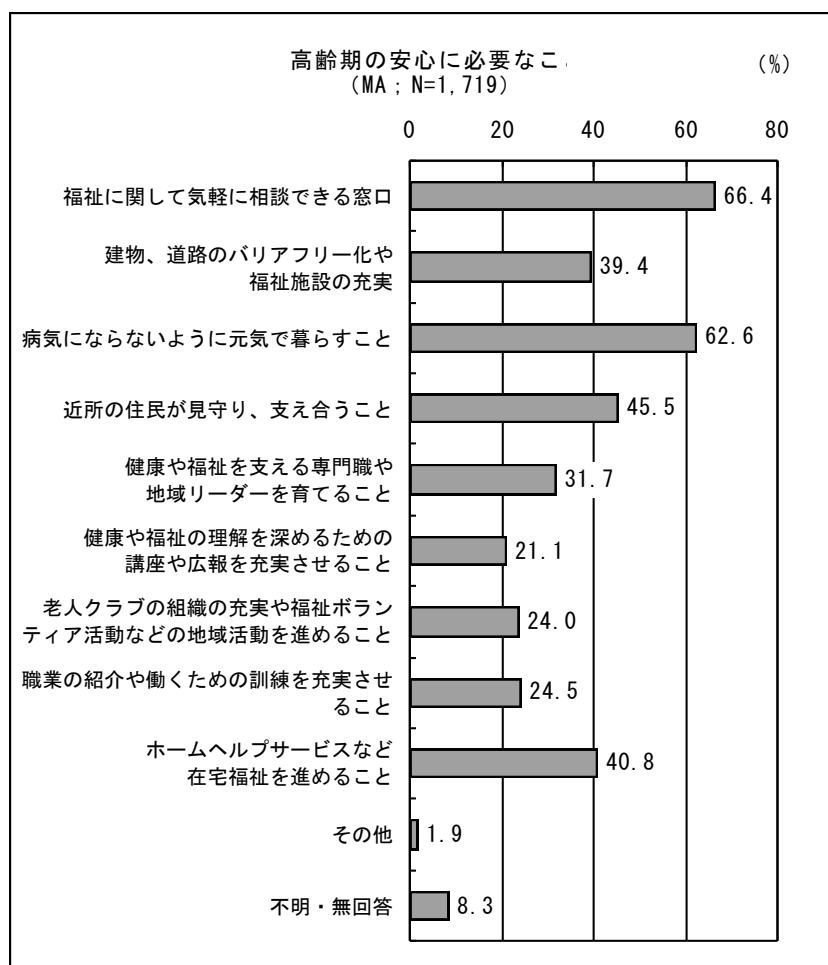
■ アンケート調査結果の概要

【調査概要】

	精華町の高齢者福祉についての 住民意識調査	日常生活圏域ニーズ調査
目的	高齢福祉に関する住民意識・意向を把握し、計画改定の基礎資料とするため	日常生活の状況や健康状態を把握することで計画改定の基礎資料とするため
対象	平成23年1月1日現在の精華町在住の40歳以上の人を無作為に3,000人抽出	要介護・要支援認定を受けているすべての人 986人 上記以外の65歳以上の人 1,000人
期間	平成23年1月21日～31日	平成23年9月16日～30日
有効回答 (率)	1,719件 (57.3%)	要介護・要支援 541件 (54.8%) 高齢一般 763件 (76.3%)

【高齢期の安心に必要なこと】

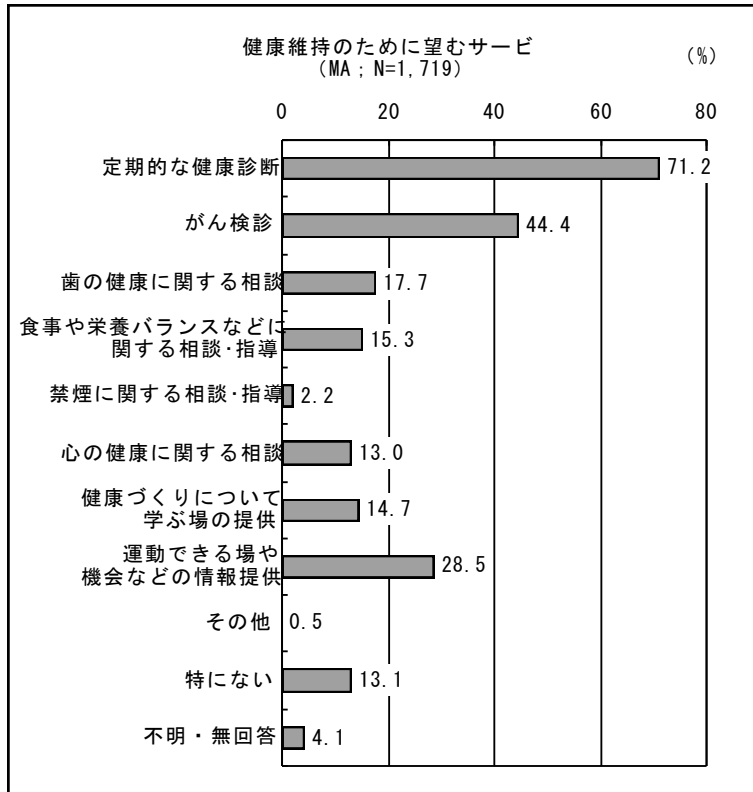
- ・ 高齢期の安心に必要なことは「福祉に関して気軽に相談できる窓口」が6割強、「病気にならないように元気で暮らすこと」が約6割などとなっている。



出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成23年3月）」

【健康維持のために望むサービス】

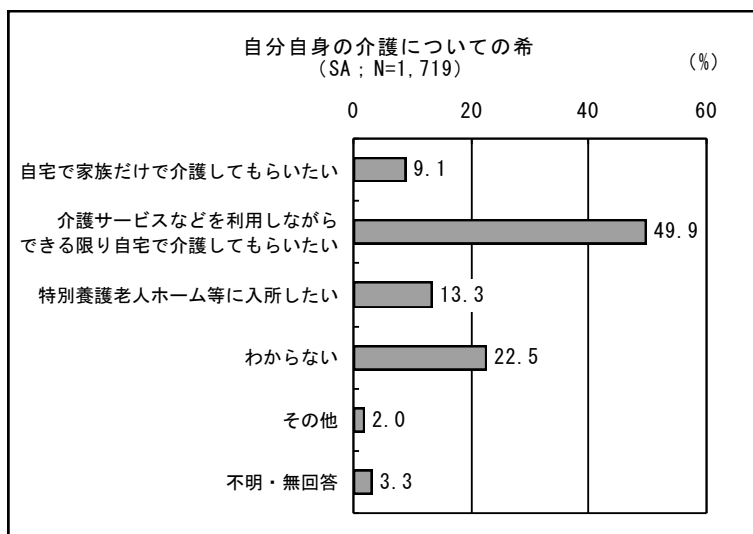
- 健康維持のために望むサービスは「定期的な健康診断」が約7割、「がん検診」が4割強、「運動できる場や機会等の情報提供」が約3割などとなっている。



出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成23年3月）」

【自分自身の介護についての希望】

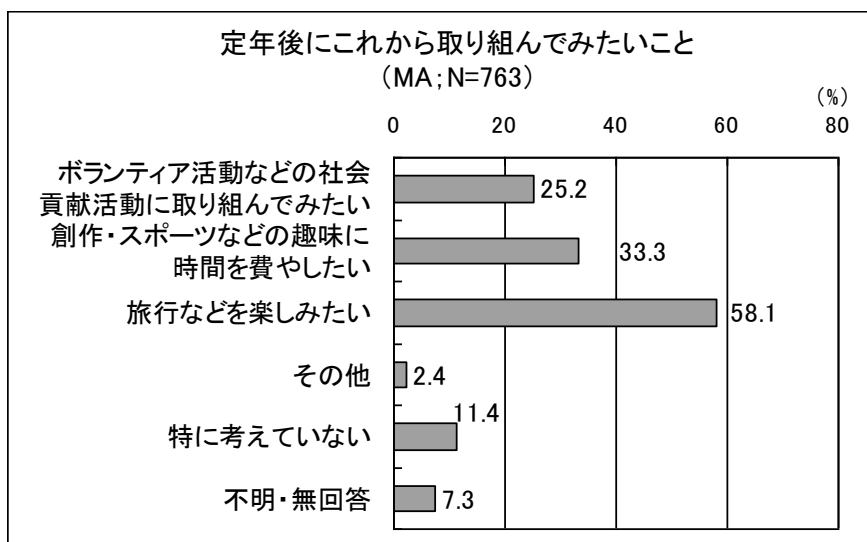
- 自分自身の介護について「介護サービスを利用しながらできる限り自宅で介護してもらいたい」が約5割などとなっている。



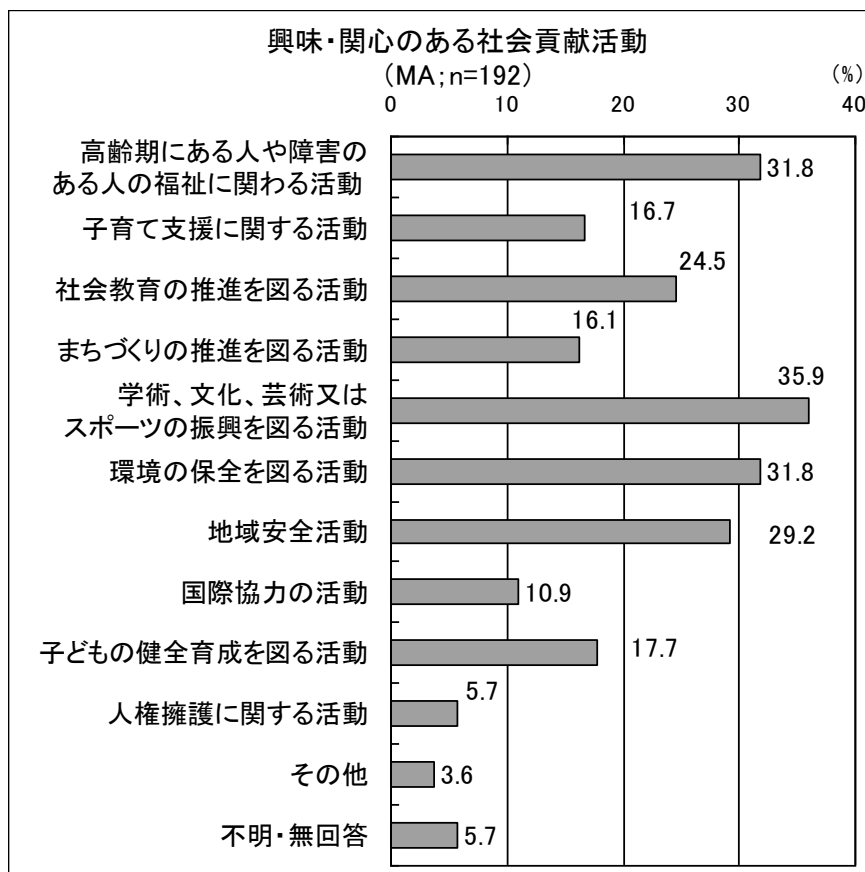
出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成23年3月）」

【定年後に取り組んでみたいこと】

- ・ 定年後に取り組んでみたいことは「旅行等を楽しみたい」が6割弱、「創作・スポーツ等の趣味に時間を費やしたい」が約3割などとなっているが、「ボランティア活動等の社会貢献活動に取り組んでみたい」も2割強となっている。
- ・ 社会貢献活動の内容として「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が3割強、「高齢期にある人や障害のある人の福祉に関わる活動」「環境の保全を図る活動」が約3割などとなっている。



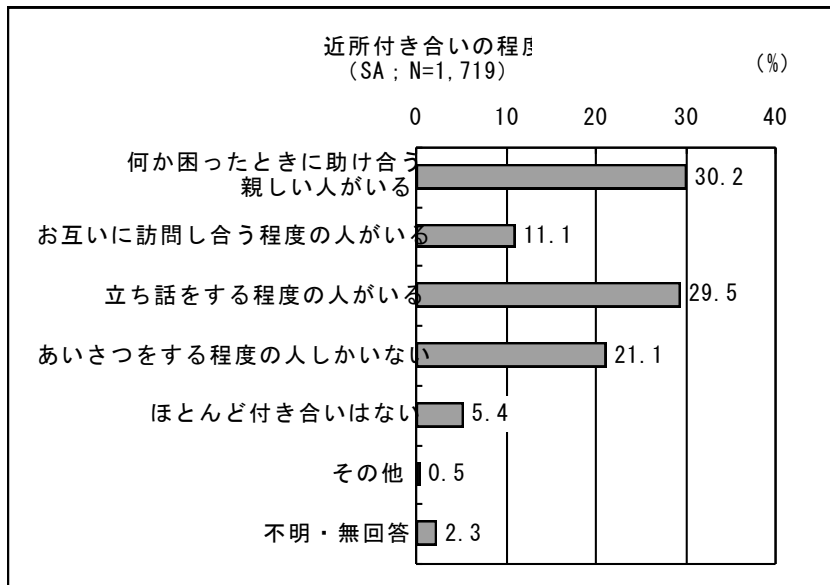
出典：「精華町日常生活圏域ニーズ調査報告書（平成23年11月）」



出典：「精華町日常生活圏域ニーズ調査報告書（平成23年11月）」

【近所付き合いの程度】

・ 近所付き合いの程度は「何か困った時に助け合う関係がある人」は約3割などとなっている。



出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成23年3月）」

【参考】

・ 地区別にみると「山田荘地域」において「何か困った時に助け合う関係がある人」が約5割となっている。一方、「桜が丘地域」「精華台地域」では「ほとんど付き合いがない」が約1割などとなっている。

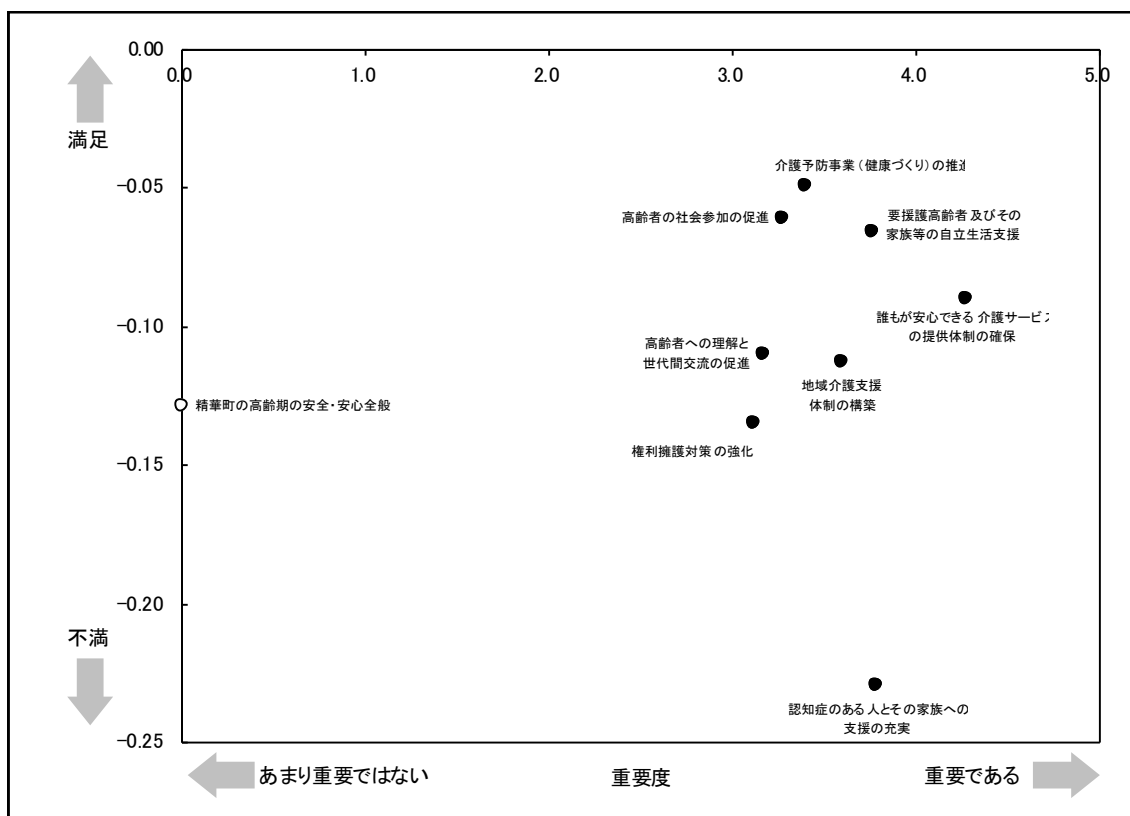
■居住地別の近所づきあいの状況

	総計	実数							比率(%)						
		何か困った時に助け	お互いに訪問し合う程	立ち話をする程度の人	あいさつをする程度の人	ほとんど付き合いはない	その他	不明・無回答	何か困った時に助け	お互いに訪問し合う程	立ち話をする程度の人	あいさつをする程度の人	ほとんど付き合いはない	その他	不明・無回答
川西地域	673	234	84	187	121	19	2	26	34.8	12.5	27.8	18.0	2.8	0.3	3.9
山田荘地域	146	71	26	23	15	7	0	4	48.6	17.8	15.8	10.3	4.8	0.0	2.7
桜が丘地域	258	64	18	79	71	20	3	3	24.8	7.0	30.6	27.5	7.8	1.2	1.2
光台地域	314	71	30	115	75	19	2	2	22.6	9.6	36.6	23.9	6.1	0.6	0.6
精華台地域	227	50	23	71	63	17	0	3	22.0	10.1	31.3	27.8	7.5	0.0	1.3
不明・無回答	101	29	9	32	17	10	2	2	28.7	8.9	31.7	16.8	9.9	2.0	2.0
総計	1719	519	190	507	362	92	9	40	30.2	11.1	29.5	21.1	5.4	0.5	2.3

出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成23年3月）」

【主要施策の重要度・満足度】

- ・ 高齢福祉の取り組み状況について、住民の満足度は総じて低くなっている。
- ・ 特に「認知症のある人とその家族への支援の充実」については、重要度は中位であるが、最も満足度が低くなっている。また、「誰もが安心できる介護サービスの提供体制の確保」が最も重要度が大きくなっている。



出典：「精華町の高齢福祉についての住民意識調査報告書（平成 23 年 3 月）」

※ 主要施策の重要度・満足度の評価について、重要度については1から5まで5段階の評点を、満足度については-2から2まで5段階の評点を与えた加重平均を求めて、その相関について散布図とした。なお、「精華町の高齢期の安全・安心全般」については、重要度について設問していないため、重要度を0としてプロットしている。

■ 精華町社会福祉協議会登録ボランティアグループ一覧

	グループ名	会員数	活動内容	登録年
障害のある人	朗読 (ひびき)	16	町広報誌「華創」や「議会だより」「社協だより」などをテープに吹き込み、希望する人に声の広報を届ける。	平成3年
	手話 (めばえ)	22	聴覚障害のある人との交流や関係団体が開催する行事に参加。福祉体験学習として、小中学校の手話体験学習に講師としても協力している。	平成6年
	手話 (たけとんぼ)	13	学生・勤労者で組織。手話を学んで、聴覚障害のある人のよき理解者となり差別や偏見のない社会にするための活動や学習会を開催している。	平成5年
	点字 (たっち)	10	点字に関する学習会を開催するほか、福祉体験学習として、小中学校の点字体験学習に講師としても協力している。	平成7年
	要約筆記 (ひまわり)	7	難聴の人や失聴の人の社会参加を支援。講演会などに参加して、聞いた内容をパソコンや手書きで即座に要約し文字にして伝えている。	平成8年
	拡大写本 (ばら)	7	弱視の人や高齢の人が活字に親しむ機会をつくるために、パソコンで文字を拡大する活動を行っている。拡大写本した書籍は精華町立図書館へ寄贈している。	平成12年
	障害児課外活動 (そら)	30	障害のある子どもたちが学校のないときでも、充実した時間を過ごせるように様々なプログラムを企画・運営している。	平成7年
子ども	おもちゃの広場 (さくらんぼ)	7	0歳～3歳までの乳幼児とお母さんが一緒に遊ぶ場・交流の場として運営。また、子どもたちが安全かつ楽しく遊べるようにおもちゃの点検や貸し出しをしている。	平成6年
	育児支援 (あゆみちゃん)	20	子育て中のお母さんを中心としたボランティアグループ。お互いに助け合い、困ったときには誰もが気軽にSOSが出せるような活動を心がけている。	平成7年

	グループ名	会員数	活動内容	登録年
高齢の人	調理 (あじわい)	35	要介護状態で調理困難な高齢で一人暮らしの人などに週に一回(木曜日)手づくりのお弁当を配食している。3班編成。	平成2年
	配達	11	調理ボランティアがつくったお弁当を、要介護状態で調理困難な高齢で一人暮らしの人などへ配達する。	平成2年
	友愛訪問	26	高齢で一人暮らしの人の住まいへ手芸ボランティア手づくりの品を持参し、安否確認やふれあいの声かけをする訪問を実施。(年2回、9月・3月)	平成3年
	手芸 (おてだま)	14	高齢で一人暮らしの人への友愛訪問に持参するプレゼントを作成。	平成6年
	テレフォンサービス	10	高齢で一人暮らしの人の住まいへ自宅からの電話による安否確認やふれあいの声かけを行う。	平成8年
施設	デイサービス (かしのき)	13	デイサービスに来られる高齢の人の話し相手や簡単なお手伝いを通して交流・親睦をはかる。	平成5年
	ホーム喫茶 (いこい)	10	喫茶を通して「特別養護老人ホーム神の園」入所者との交流・親睦をはかる。	昭和63年
	古布裁断 (こっとん)	10	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成。根気のいる作業ですが、和気あいあいと活動している。	昭和63年
	古布裁断 (はなみづき)	11	寝たきりで高齢の人向けのおむつのあて布を作成している。「特別養護老人ホーム神の園」が活動拠点。	平成22年
その他	収集ボランティア さくらの会	9	古切手や使用済テレフォンカードなどを収集・整理して福祉に役立てる活動を行っている。	平成12年

■ 高齢者ふれあいサロン

グループ名	会員数	活動内容	登録年
ふれあいサロン (きたいないきいきサロン)	39	北稻八間地区に住む高齢の人を対象に毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成12年
ふれあいサロン (光台五丁目いきいきサロン)	12	光台五丁目に住む高齢の人を対象に毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成13年
ふれあいサロン (谷いきいきサロン)	21	谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成14年
ふれあいサロン (菱田ふれあいサロン)	44	菱田地区に住む70歳以上の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2又は第3水曜日。	平成14年
ふれあいサロン (植田友遊サロン)	27	植田地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3火曜日。	平成15年
ふれあいサロン (桜が丘二丁目 いきいきくらぶ)	9	桜が丘二丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所で目的とし開催する。毎月第1水曜日。	平成15年
ふれあいサロン (南稲いきいきサロン)	20	南稲八妻地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成15年
ふれあいサロン (滝ノ鼻ひまわりサロン)	13	滝ノ鼻地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4木曜日。	平成15年
ふれあいサロン (柘榴いきいきサロン)	20	柘榴地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第1水曜日。	平成15年
ふれあいサロン (北ノ堂ふれあいサロン)	41	北ノ堂地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2月曜日。	平成15年
ふれあいサロン (僧坊ふれあいサロン)	32	僧坊地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2又は第3土曜日。	平成15年
ふれあいサロン (サロン東友)	25	東地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2日曜日。	平成16年

グループ名	会員数	活動内容	登録年
ふれあいサロン (チェリークラブ)	10	桜が丘三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2金曜日。	平成16年
ふれあいサロン (里いきいきサロン)	21	里地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成17年
ふれあいサロン (精華台四丁目 ふれあいロン)	14	精華台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成18年
ふれあいサロン (馬淵ふれあいサロン)	20	馬淵地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4月曜日。	平成18年
ふれあいサロン (いきいきサロンなごみ)	35	光台六丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2木曜日。	平成20年
ふれあいサロン (乾谷らくらくサロン)	22	乾谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3金曜日。	平成21年
ふれあいサロン (舟たんぼぼサロン)	24	舟地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成21年
ふれあいサロン (桜が丘一丁目ふれあいサ ロンわの会)	25	桜が丘一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2水曜日。	平成22年
ふれあいサロン (菅井ふれあいサロン)	27	菅井地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3木曜日。	平成22年
ふれあいサロン (光台四丁目ゆうゆうサロン)	23	光台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4水曜日。	平成22年
ふれあいサロン (みなみふれあいサロン)	15	南地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3火曜日。	平成23年
ふれあいサロン (イングスローズ茶論)	13	イングス精華台ローズアベニューに住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3日曜日。	平成23年
ふれあいサロン (東畑みんなの元気塾)	随時	常設型サロンとして、月・火・木・金曜日(祝日以外)は、いつも開所して、高齢の人を中心としたふれあいの居場所づくりをめざして活動している。	平成23年

2. 精華町高齢者保健福祉審議会

■ 委員名簿

任期：平成23年10月3日から平成25年9月30日

区分	氏名	所属
関係機関の 代表者	天 野 基 弥	相楽医師会精華班
	松 尾 一 雄	精華町老人クラブ連合会会長
	○ 玉 岡 宣 彰	精華町社会福祉協議会会長（～ H23.11.8）
	○ 岩 里 周 英	精華町社会福祉協議会会長（H23.11.9 ～）
	田 中 洋 一	精華町民生児童委員協議会副会長
	齊 藤 裕 三	特別養護老人ホーム神の園施設長
関係行政 機関の職員	高 橋 彰	山城南保健所企画調整室室長
学識経験者	◎ 空 閑 浩 人	同志社大学社会学部教授
介護者の 代表者	村 端 カネ子	介護者代表
	義 忠 保 子	介護者代表
町の特別 職員及び 一般職員	和 所 正 樹	精華町健康福祉環境部長

◎：会長、○：副会長

(敬称略)

■ 審議経過

	年月日	議 事	場 所
第1回	平成23年 10月11日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の総括について ・ 次期計画の策定方針・スケジュールについて ・ 住民アンケート調査・関係者等へのヒアリング調査について 	精華町役場 3階入札室
第2回	11月9日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6次計画の構成イメージについて ・ 骨子案について ・ 精華町における地域包括ケアシステムのあり方について ・ アンケート調査結果（速報）について ・ 関係者等へのヒアリング調査について ・ 介護保険事業給付費の推計結果（たたき台）について 	精華町役場 202会議室
第3回	平成24年 1月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査結果について ・ 計画案について ・ パブリックコメントについて ・ 介護保険料について 	
第4回	3月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6次高齢者保健福祉計画について ・ 第6次高齢者保健福祉計画の答申について 	精華町役場 3階入札室

■ 精華町高齢者保健福祉審議会条例

平成5年10月14日
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、本町の高齢化社会への的確な対応のため、保健・福祉・医療の連携のもと、住民ニーズに応える質の高いサービスの提供の確立を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、精華町高齢者保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問により次の事項を審議する。

- (1) 精華町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の策定に関する事。
- (2) 介護保険事業の運営に関する事。
- (3) 精華町高齢者保健福祉計画の進捗状況に関する事。
- (4) その他、高齢者保健福祉に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 介護者の代表者
- (5) 町の特別職員及び一般職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に変更があったときは、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を総理し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉環境部福祉課に置く。

(補則)

第8条 この条例に定める他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年2月26日から適用する。

附 則(平成14年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

精華町第 6 次高齢者保健福祉計画
『第 6 次老人保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画』

平成 24 (2012) 年 3 月

精華町 健康福祉環境部 福祉課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻 70
TEL : 0774-95-1904 FAX:0774-95-3974